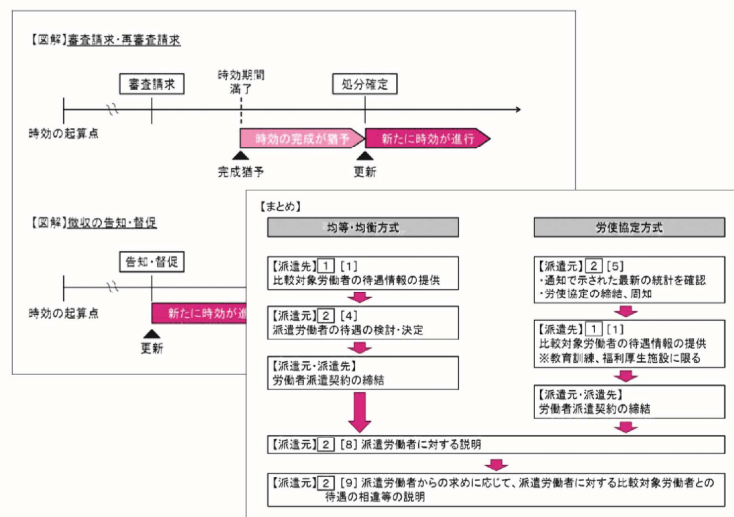


出題傾向の分析や最新の法改正問題を解説!

# 選択式攻略ゼミ



※上図はスライドのイメージです。

担当講師 櫻井 正輝

時間

⑤ 厚生年金保険法・社会保険に関する一般常識

# 厚年

	出題項目	条文・通達・判例	根拠	空欄箇所
令和2年	A 被保険者に対する情報の提供	法	法31条の2	実施機関は、厚生年金保険制度に対する国民の理解を増進させ
	B 老齢厚生年金の繰下げ	法	法44条の3	老齢厚生年金の受給権を有する者であつてその受給権を取得した日から起算して1年を経過した日前に当該老齢厚生年金を請求していなかったもの
	C 老齢基礎年金の繰下げ	法	法44条の3	(他の年金たる保険給付又は国民年金法による年金たる給付(老齢基礎年金及び付加年金並びに障害基礎年金を除く。)をいう。)
	D 離婚時分割	法	法78条の2	請求すべき按分割合について合意しているとき
	E 離婚時分割	法	法78条の2	当該離婚等をしたときから2年を経過したとき
令和元年	A 督促状	法	法86条	発する日から起算して10日
	B 滞納処分	法	法100条の5	24か月以上及び5千万円以上
	C 調整期間	法	法34条	保険給付の額
	D 端数処理	法	法36条の2	3月から翌年2月
	E 端数処理	法	法36条の2	当該2月の支払期月
平成30年	A 保険料の納付	法	法83条	納入の告知又は納付の日の翌日から6か月
	B 運用の目的	法	法79条の2	被保険者から徴収された保険料
	C 運用の目的	法	法79条の2	専ら厚生年金保険の被保険者
	D 標準報酬月額の特例	法	法26条	至った日の翌日の属する月の前月
	E 標準報酬月額の特例	法	法26条	1年以内

・数字＋起算日

平成29年	A	国庫負担	法	法80条	基礎年金拠出金の額の2分の1
	B	遺族厚生年金	法	法62条	4分の3
	C	3号分割	附則	H16法附則49条	平成20年4月1日
	D	合意分割	則	則78条の3	の翌日から起算して1か月
	E	合意分割	法	法78条の3	第2号改定者の対象期間標準報酬総額の割合を超え2分の1以下
平成28年	A	65歳以上在老	法	法46条	総報酬月額相当額
	B	65歳以上在老	法	法46条	支給停止調整額
	C	65歳以上在老	法	法46条	支給停止基準額
	D		法	法79条	相談その他の援助
	E	受給権の保護	法	法41条	独立行政法人福祉医療機構

改正

		出題項目	条文・通達・判例	根拠	空欄箇所
令和2年	A	社会保障費用統計			社会保障給付費 (ILO基準) の総額は約120兆円である。
	B	社会保障費用統計			部門別にみると、額が最も大きいのは「年金」であり、
	C	介護保険法	則	則103条	当該保険料の納期限から1年6か月が経過するまでの間に
	D	国民健康保険法	法	法13条	当該組合の地区は、1又は2以上の市町村の区域による
	E	確定拠出年金法	令	令36条	個人型確定拠出年金に加入し、掛金を拠出するときは、月額で48,000円まで拠出することができる。
令和元年	A	船員保険法	法	法72条	その資格を喪失した後
	B	船員保険法	令	令6条	50,000円
	C	介護保険法	法	法115条の46	その保健医療の向上及び福祉の増進
	D	国民健康保険法	法	法4条	安定的な財政運営
	E	確定拠出年金法	法	法37条	障害認定日から70歳に達する日の前日
平成30年	A	介護保険法	法	法129条	その保険料率は、おおむね3年を通じ財政の均衡
	B	児童手当法	法	法6条	1か月につき35,000円である
	C	確定給付企業年金法	法	法29条	脱退一時金
	D	確定給付企業年金法	法	法36条	60歳以上65歳以下の規約で定める年齢に達したときに支給する
	E	確定給付企業年金法	法	法36条	政令で定める年齢は、50歳未満であってはならない

統計(基幹統計調査)

・幅広く出題  
・同じ法令が連続することもある

仕組み

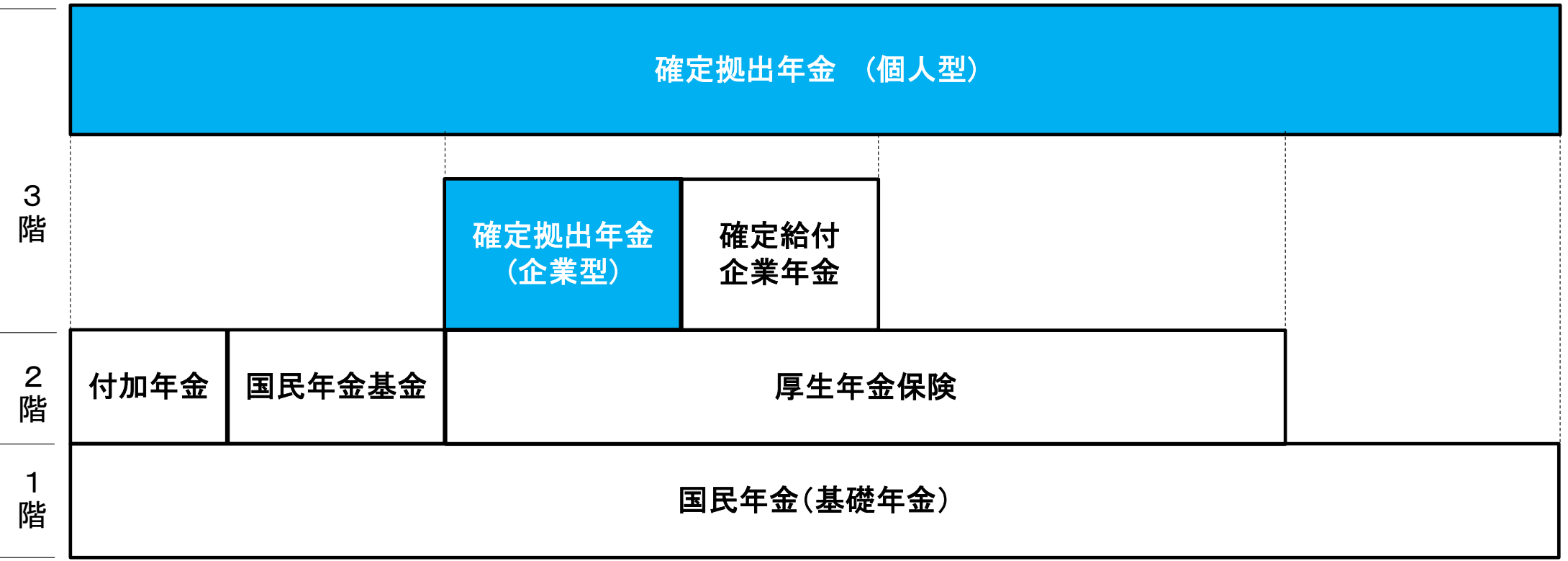
仕組み

改正

平成29年	A	国民健康保険法	法	法1条	社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする
	B	国民健康保険法	法	法2条	被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行う
	C	介護保険法	法	法4条	加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努める
	D	児童手当法	法	法7条	住所地に市町村長（特別区の区長を含む。）の認定を受けなければならない
	E	児童手当法	法	法8条	毎年2月、6月及び10月の3期に、それぞれの前月までの分をしはらう
平成28年	A	平成23年厚生労働白書	白書	平成23年	世界初の社会保険は、ドイツで誕生した
	B	平成23年厚生労働白書	白書	平成23年	大正11年に「健康保険法」を制定した
	C	児童手当法	法	法12条	中学校終了前の児童であった者にその未払の児童手当を支払う
	D	国民健康保険法	則	則5条の6	納期限から1年間が経過するまでの間に当該保険料を納付したの場合
	E	国民健康保険法	法	法9条	その世帯に属する被保険者に係る被保険者資格証明書を交付する

まとめ

年金制度の概要



【国民年金】  
第1号被保険者

【厚生年金】  
第1号・第4号厚生年金被保険者

【厚生年金】  
第2号・第3号厚生年金被保険者

【国民年金】  
第3号被保険者

まとめ

確定拠出年金の掛金

3階

確定拠出年金 (個人型)

合計68,000円

2階

付加年金

or

国民年金基金

【国民年金】  
第1号被保険者

3階

確定給付  
私学共済<sup>など</sup>  
(他制度)

同時

12,000円

確定拠出年金 (個人型)

同時

20,000円

のみ  
23,000円

同時

35,000円

同時

15,500円

確定拠出年金 (企業型)

同時

27,500円

のみ  
55,000円

【厚生年金】

第1号・第4号厚生年金被保険者

【個人型】

- 第2号・第3号厚生年金被保険者(公務員): 12,000円
- 国民年金第3号被保険者: 23,000円

施行日	改正の概要
令和2年6月5日等	<p>【社一】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●確定給付企業年金法 老齢給付金の支給開始時期について、事業主等は60歳から70歳までの範囲で規約に定めることができるものとされた。</li> <li>●確定拠出年金法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・簡易企業型年金の実施について、実施する企業型年金の企業型年金加入者の資格を有する者の数の要件を100人以下から300人以下とするものとされた。</li> <li>・中小事業主掛金を拠出できる中小事業主の範囲について、その使用する第1号厚生年金被保険者の数を100人以下から300人以下とするものとされた。</li> </ul> </li> </ul>
令和3年4月1日	<p>【厚年】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賃金変動が物価変動を下回る場合に賃金変動に合わせて年金額を改定する考え方を徹底するなど、所要の改正が行われた。</li> <li>・脱退一時金の額について、被保険者であった期間の平均標準報酬額に、保険料率に2分の1を乗じて得た率に被保険者であった期間に応じて政令で定める数(6~60)を乗じて得た率を乗じて得た額とするなど、所要の改正が行われた。</li> </ul>



ポイントチェック

択一式対策

- ① 第1号厚生年金被保険者に係る保険料等の徴収、保険給付等に関する事務は、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う。
- ② 船員法第1条に規定する船員として船舶所有者に使用される者が乗り組む船舶は、強制適用事業所とされる。
- ③ 任意単独被保険者が厚生労働大臣の認可を受けてその資格を喪失するには、事業主の同意を得た上で、所定の事項を記載した申請書を提出しなければならない。
- ④ 船舶所有者に臨時に使用される船員が2か月以内の期間を定めて使用されるときは、使用開始の初日から被保険者となる。
- ⑤ 適用事業所に使用される高齢任意加入被保険者が資格喪失の申出をし、その申出が受理された場合、申出が受理された日の翌日に資格を喪失する。

選択式対策

厚生年金保険法は、労働者の **A**、**B** 又は **C** について **D** を行い、**E** の **F** と **G** に寄与することを目的とする。

解答

択一式対策

- ① × 厚生労働大臣が行う。
- ② ○
- ③ × 資格を喪失するには、事業主の同意を得ることを「変しない」。
- ④ ○
- ⑤ ○

選択式対策

- A 老齢
- B 障害
- C 死亡
- D 保険給付
- E 労働者及びその遺族
- F 生活の安定
- G 福祉の向上

次節もがんばりましょう!



第2節

標準報酬月額及び標準賞与額、費用の負担

学習上のポイント

- 厚生年金の保険料等の適用徴収関係は、概ね健康保険と同じです。健康保険と異なる点が大事です。

1 標準報酬月額及び標準賞与額

① 標準報酬月額及び標準賞与額<sup>\*1</sup>

重要度 **B**

健保: 5万8千(ごはん)139万(いっさい食わん)が50(健康) 万(老後)は32(札)で安心

厚年: 8万8千(母)65万(老後)は32(札)で安心

報酬 → 標準報酬月額

賞与 → 標準賞与額

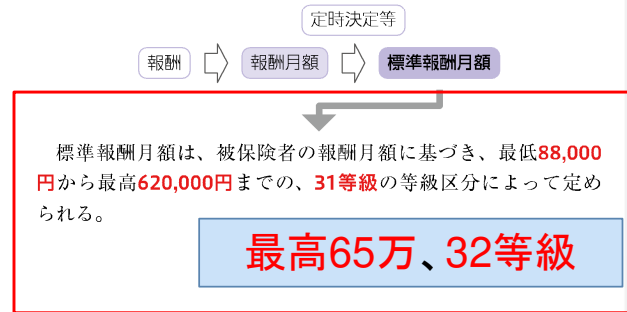
- ・保険料の額
- ・保険給付の額を算定する基礎



<sup>\*1</sup> 健康保険法においては、標準賞与額は保険給付の算定基礎となっていますが、厚生年金は、標準賞与額も保険給付の算定基礎となります。

② 標準報酬月額<sup>\*2</sup> (法20条)

重要度 **A**



<sup>\*2</sup> 定時決健康保

健保: 5万8千(ごはん)139万(いっさい食わん)が50(健康) 厚年: 8万8千(母)65万(老後)は32(札)で安心

**※1**  
子を養育しない若年妻の遺族厚生年金は、5年間の有期年金となります。

**過去問(H23)**

遺族厚生年金の受給権は、遺族厚生年金と当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の受給権を有する妻が30歳に到達する日前に当該遺族基礎年金の受給権が消滅したときは、当該遺族基礎年金の受給権が消滅した日から起算して5年を経過したときに、消滅する。

解 ○

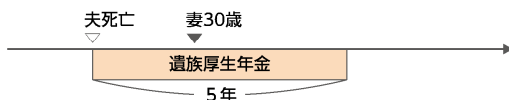
**※2**  
労災保険の遺族補償年金等のような転給制度はなく、先順位の子が出生したときは、失権します。

**(2) 妻のみの失権事由<sup>※1</sup>**

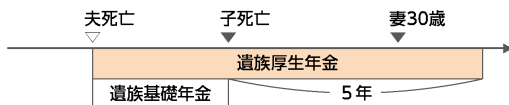
次のいずれかに該当するときは、妻の遺族厚生年金はそれぞれに定める日に消滅する。

失権事由	権利消滅日
ア 遺族厚生年金の受給権を取得した当時 <b>30歳未満</b> である妻が、当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づく遺族基礎年金の受給権を取得しないとき	<b>遺族厚生年金</b> の受給権を取得した日から起算して <b>5年</b> を経過したときに、消滅する。
イ 遺族厚生年金と当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づく遺族基礎年金の受給権を有する妻が、 <b>30歳に到達する日前</b> に当該遺族基礎年金の受給権が消滅したとき	<b>遺族基礎年金</b> の受給権が消滅した日から起算して <b>5年</b> を経過したときに、消滅する。

**アの場合**



**イの場合**



**(3) 子・孫のみの失権事由**

次のいずれかに該当するときは、子・孫の遺族厚生年金は消滅する。

ア <b>18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了した</b> とき(障害等級1級又は2級の障害の状態に該当するときは除く。)
イ 障害等級 <b>1級</b> 又は <b>2級</b> の障害の状態に該当しなくなったとき(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるときは除く。)
ウ <b>20歳に達した</b> とき

**(4) 父母、孫又は祖父母のみの失権事由<sup>※2</sup>**

父母、孫又は祖父母の有する遺族厚生年金の受給権は、被保険者等の死亡の当時**胎児であった子が出生した**ときは、消滅する。

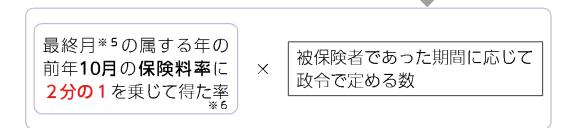
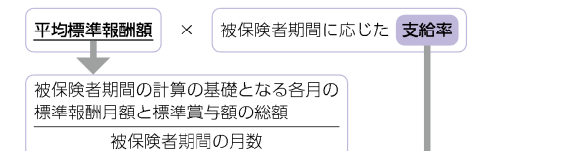
**2 脱退一時金<sup>※3※4</sup>**

**① 支給要件** (法附則29条) **重要度 B**

次のいずれにも該当する者は、脱退一時金の支給を請求することができる。

- 被保険者期間が**6か月以上**であること
- 日本国籍を有しない者**であること
- 国民年金の**被保険者でない者**であること
- 日本国内に**住所を有しない**こと
- 老齢厚生年金**その他の老齢給付の受給資格期間を満たしていない者であること
- 障害厚生年金**その他政令で定める保険給付の受給権を有したことがないこと
- 最後に国民年金の被保険者の資格を喪失した日から起算して**2年**を経過していないこと(最後に国民年金の被保険者の資格を喪失した日において日本国内に住所を有していた者にあつては、同日後初めて日本国内に住所を有しなくなった日から起算する。)

**② 支給額** (法附則29条) **改正** **重要度 B**



**被保険者負担分**

**6~60**

**※3**  
保険料の掛け捨て防止の観点から脱退一時金があります。支給要件は、概ね国民年金の脱退一時金と同じです。

**基本<sup>※4</sup>**

脱退一時金の支給を受けたときは、支給を受けた者は、その額の計算の基礎となった期間には、被保険者でなかったものとみなされます。

**用語<sup>※5</sup>**

**最終月<sup>※5</sup>**とは、最後に被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月(被保険者の資格を取得した月にその資格を喪失し、その月が被保険者期間1か月として算入される場合は、当該月)をいいます。

**保険料率に2分の1を乗じるのは?<sup>※6</sup>**

脱退一時金は、被保険者が支払った保険料を還付するものです。厚生年金の保険料は、事業主と被保険者で折半していることから、被保険者負担分を算出するために、2分の1を乗じます。

1. 標準報酬改定請求の請求期限 **選H29**

(1) 次のアからウに掲げる日の翌日から起算して2年を経過した場合には、原則として標準報酬改定請求をすることができない。

- ア 離婚が成立した日
- イ 婚姻が取り消された日
- ウ 事実上婚姻関係と同様の事情にあった第3号被保険者が資格を喪失し、当該事情が解消したと認められた **②**

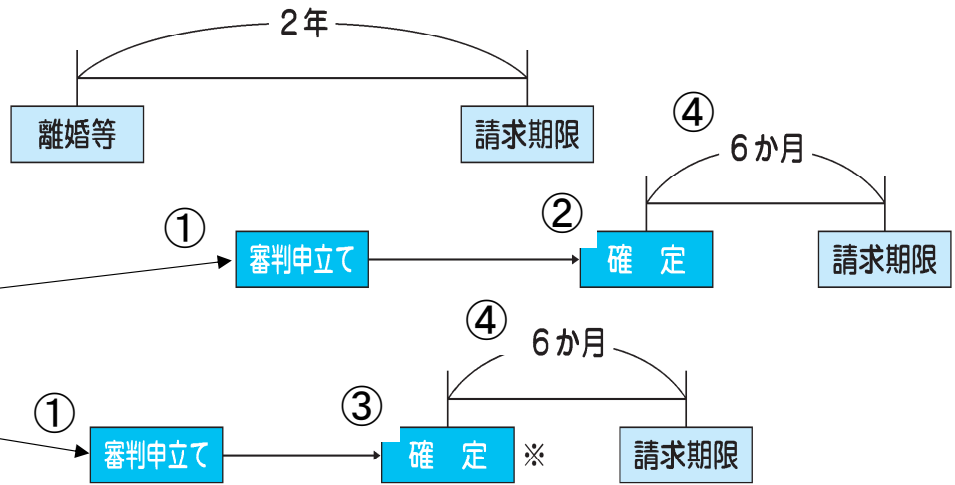
(2) 上記(1)に掲げる日の翌日から起算し、2年を経過した日以後に、又は上記(1)に掲げる日の翌日から起算し、2年を経過した日前6か月以内に次のアからエのいずれかに該当した場合(ア又はイに掲げる場合に該当した場合にあっては、上記(1)に掲げる日の翌日から起算し、2年を経過した日以前に請求すべき按分割合に関する審判又は調停の申立てがあったときに限る。)にあっては、次のアからエのいずれかに該当することとなった日の翌日から起算し、6か月を経過する日までは標準報酬改定請求をすることができる。

- ア 請求すべき按分割合を定めた審判が確定したとき
- イ 請求すべき按分割合を定めた調停が成立したとき
- ウ 人事訴訟法の規定による請求すべき按分割合を定めた判決が確定したとき
- エ 人事訴訟法の規定による処分の申立てに係る請求すべき按分割合を定めた和解が成立したとき (則78条の3)

**!**  
3号分割標準報酬改定請求も同様である

**!改正**  
按分割合を定める審判等が長期化し、離婚等の日の翌日から2年を経過した日後に当該審判等が確定した場合などにおける標準報酬改定請求について、当該審判等が確定した日の翌日から起算して6か月を経過する日までの請求を可能とする改正が行われた

**図解** 請求すべき按分割合を定めた審判が確定したとき



※ 離婚等から2年を経過した日前6か月以内

### 3. 社会保険労務士法施行規則の規定に基づく社会保険労務士の記名の取扱いについて★

社会保険労務士法施行規則(規則)の規定により、社会保険労務士が、社会保険労務士法に規定する書類(提出書類)の作成又は提出代行を行う場合には、当該提出書類に作成年月日又は「提出代行者」の表示を行い、社会保険労務士の名称を冠して氏名を記載しなければならないこととされており、また、規則の規定により、社会保険労務士は、**事務代理をする場合**において、所要の様式に基づく申請書等を行政機関等に提出するときは、**事務代理等の権限を与えた者の氏名又は名称**を記載した申請書等に「**事務代理者**」と表示し、かつ、社会保険労務士の名称を冠して氏名を記載しなければならないこととされている。

#### (1) 定型印の使用について

社会保険労務士が、提出代行又は事務代理を行う際、規則に定める氏名の記載を、「定型印」の押印により行うことは差し支えない。

(S62.3.24庁文発1416、R2.12.25年管企発1225第1号)

### 定型印のイメージ

—  
54. 2. 1作成 社会保険労務士(〇〇県社会保険労務士会)  
提出代行者 山 田 太 郎  
—

### 付記印のイメージ

社労士法第十七条の付記
労働者名簿・出勤簿・賃金台帳

発展 ※1

規約において、20年を超える加入者期間を老齢給付金の給付を受けるための要件として定めてはならないものとされています。

発展 ※2

支給開始年齢の要件が次のように定められています。

ア 60歳以上70歳以下の規約で定める年齢に達したときに支給するものであること。

イ 50歳以上上記アの規約で定める年齢未満の規約で定める年齢に達した日以後に実施事業所に使用されなくなったときに支給するものであること(規約において当該状態に至ったときに老齢給付金を支給する旨が定められている場合に限る。)

規約で定めるところによる。ただし、**終身又は5年以上**にわたり、**毎年1回以上**定期的に支給するものでなければならない。

(4) 老齢給付金 **改正**

ア 支給要件※1※2

加入者又は加入者であった者で、規約で定める老齢給付金を受けるための要件を満たすこと

イ 支給

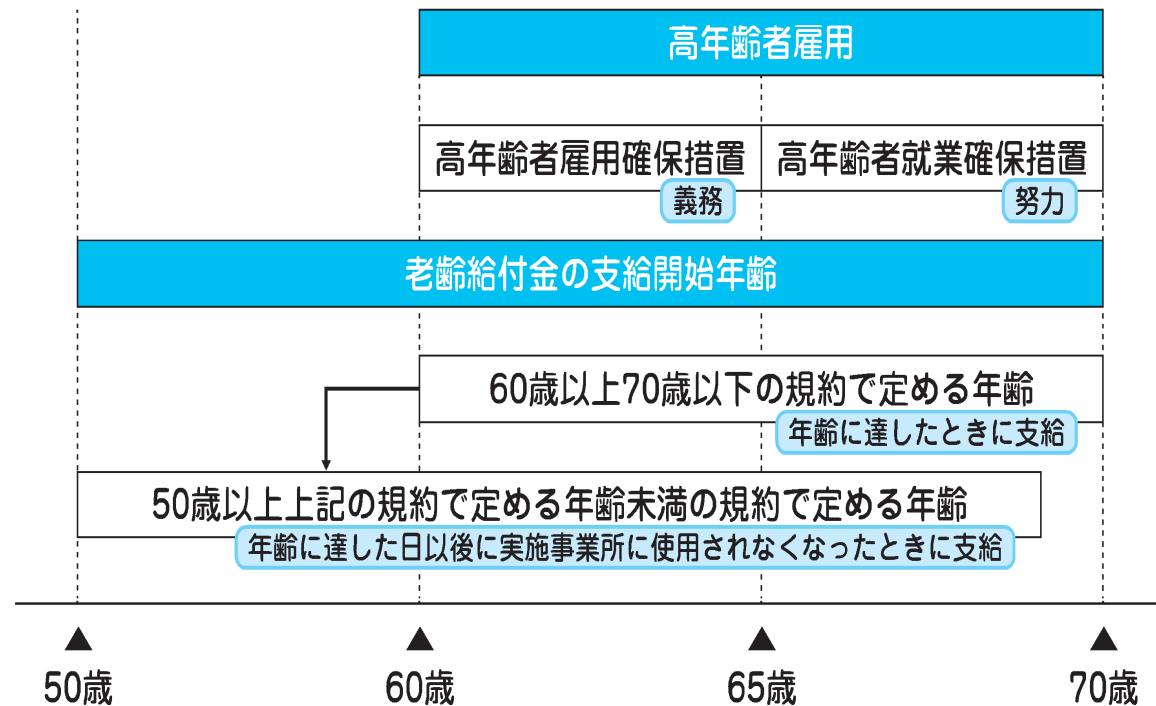
老齢給付金は、**年金**として支給する。ただし、規約でその全部又は一部を**一時金**として支給することができることを定めた場合には、一時金として支給することができる。

ウ 失権

老齢給付金の受給権は、次のいずれかに該当することとなったときは、消滅する。

- a 老齢給付金の受給権者が**死亡**したとき
- b 老齢給付金の**支給期間が終了**したとき
- c 老齢給付金の**全部を一時金として支給**されたとき

図解 支給開始年齢



## 簡易企業型年金 **改正**

一定の要件を満たす中小企業（従業員**300人以下**）は、設立手続き等を大幅に緩和した「簡易企業型年金」を設けることができる。

## 中小事業主等 **改正**

中小事業主	企業型年金及び確定給付企業年金を実施していない厚生年金適用事業所の事業主であって、その使用する第1号厚生年金被保険者の数が <b>300人以下</b> のものをいう。
中小事業主掛金の額	<b>中小事業主</b> が決定し、又は変更する。
中小事業主掛金の納付	<b>国民年金基金連合会</b> に納付する。

## (1) 脱退一時金Ⅰ **改正**

当分の間、次のいずれにも該当する者は、個人型年金運用指図者にとっては**個人型記録関連運営管理機関**に、個人型年金運用指図者以外の者にとっては**国民年金基金連合会**に、それぞれ脱退一時金の支給を請求することができる。

ア <b>保険料免除者</b> であること
イ 障害給付金の受給権者でないこと
ウ その者の通算拠出期間が <b>政令で定める期間内</b> であること、又は、請求した日における個人別管理資産の額が <b>25万円以下</b> であること
エ 最後に企業型年金加入者又は個人型年金加入者の資格を喪失した日から起算して <b>2年</b> を経過していないこと
オ 次の脱退一時金Ⅱの支給を受けていないこと

**1か月以上5年以下**

問7 標準報酬月額、標準賞与額 難度C 改正

- 1 標準報酬月額は、被保険者の報酬月額に基づき、 円から650,000円までの  等級の等級区分（下記2により等級区分の改定が行われたときは、改定後の等級区分）によって定める。
- 2 毎年3月31日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額の100分の  に相当する額が標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、その年の  から、健康保険法の標準報酬月額の等級区分を参酌して、政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定を行うことができる。
- 3 実施機関は、被保険者が賞与を受けた月において、その月に当該被保険者が受けた賞与額に基づき、これに1,000円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てて、その月における標準賞与額を決定する。この場合において、当該標準賞与額が  円（上記2の規定による標準報酬月額の等級区分の改定が行われたときは、政令で定める額。）を超えるときは、これを  円とする。

問7 解答

- A ⑭ 88,000 (法20条)  
B ② 32 (法20条)  
C ⑦ 200 (法20条)  
D ⑫ 9月1日 (法20条)  
E ⑱ 1,500,000 (法24条の4)

選択肢 / A□□□ B□□□ C□□□ D□□□ E□□□

- ① 24      ② 32      ③ 39      ④ 47  
⑤ 125     ⑥ 150     ⑦ 200     ⑧ 300  
⑨ 1月1日      ⑩ 4月1日  
⑪ 8月1日      ⑫ 9月1日  
⑬ 78,000      ⑭ 88,000  
⑮ 98,000      ⑯ 108,000  
⑰ 1,210,000   ⑱ 1,500,000  
⑲ 3,000,000   ⑳ 5,400,000

問45 脱退一時金（2） 難度B 改正

- 1 脱退一時金の額は、被保険者であった期間に応じて、その期間の平均標準報酬額（被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額と標準賞与額の総額を、当該被保険者期間の月数で除して得た額）に  を乗じて得た額とするものとし、この  は、最終月（最後に被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月）の属する年の前年10月の保険料率（最終月が1月から8月までの場合にあつては、前々年10月の保険料率）に  を乗じて得た率に、被保険者であった期間に応じて政令で定める数を乗じて得た率とし、この数は、例えば、被保険者期間が6か月以上12か月未満であるときは  、被保険者期間が  以上であるときは60とする。
- 2 脱退一時金の支給を受けたときは、支給を受けた者は、その額の計算の基礎となった期間は、  。

選択肢 / A□□□ B□□□ C□□□ D□□□ E□□□

- ① 被保険者でなかったものとみなされる
- ② 合算対象期間とされる
- ③ 保険料納付済期間に算入される
- ④ 保険料免除期間に算入される
- ⑤ 4                      ⑥ 6                      ⑦ 10                      ⑧ 12
- ⑨ 3分の1                      ⑩ 2分の1
- ⑪ 3分の2                      ⑫ 4分の3
- ⑬ 24か月                      ⑭ 36か月
- ⑮ 48か月                      ⑯ 60か月
- ⑰ 支給率                      ⑱ 再評価率
- ⑲ 給付率                      ⑳ 改定率

問45 解答

- A ⑰ 支給率 (法附則29条)
- B ⑩ 2分の1 (法附則29条)
- C ⑥ 6 (令12条の2)
- D ⑯ 60か月 (令12条の2)
- E ① 被保険者でなかったものとみなされる (法附則29条)

被保険者期間	政令で定める数
6か月以上12か月未満	6
12か月以上18か月未満	12
18か月以上24か月未満	18
24か月以上30か月未満	24
30か月以上36か月未満	30
36か月以上42か月未満	36
42か月以上48か月未満	42
48か月以上54か月未満	48
54か月以上60か月未満	54
60か月以上	60

6か月ごと、10の区分



問37 確定給付企業年金法（4） 難度B 改正

- 1 事業主等は、次に掲げる給付を行うものとする。  
 ア 老齢給付金  
 イ  A
- 2 老齢給付金は、加入者又は加入者であった者が、規約で定める老齢給付金を受けるための要件を満たすこととなったときに、その者に支給するものとする。
- 3 上記2に規定する規約で定める要件は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。  
 ア  B の規約で定める年齢に達したときに支給するものであること。  
 イ  C 以上上記アの規約で定める年齢未満の規約で定める年齢に達した日以後に実施事業所に使用されなくなったときに支給するものであること（規約において当該状態に至ったときに老齢給付金を支給する旨が定められている場合に限る。）。
- 4 規約において、 D を超える加入者期間を老齢給付金の給付を受けるための要件として定めてはならない。
- 5 受給権は、受給権者の請求に基づいて、 E が裁定する。

選択肢 / A B C D E

- ① 10年            ② 15年            ③ 20年            ④ 25年
- ⑤ 40歳            ⑥ 50歳            ⑦ 60歳            ⑧ 70歳
- ⑨ 60歳以上65歳以下            ⑩ 55歳以上65歳以下
- ⑪ 55歳以上60歳以下            ⑫ 60歳以上70歳以下
- ⑬ 障害給付金 ⑭ 脱退一時金 ⑮ 遺族給付金 ⑯ 死亡一時金
- ⑰ 資産管理運用機関
- ⑱ 資産管理運用機関又は企業年金基金
- ⑲ 事業主又は企業年金基金            ⑳ 企業年金連合会

問37 解答

- A ⑭ 脱退一時金 (法29条)
- B ⑫ 60歳以上70歳以下 (法36条)
- C ⑥ 50歳 5→6→7 (令28条)
- D ③ 20年 (法36条)
- E ⑲ 事業主又は企業年金基金 (法30条)